

博士論文審査報告書

Naayeli Esperanza RAMIREZ ESPINOSA

**Constitutional justice and people's perception about
law
– a comparative structural approach –
Canada, Japan and Mexico**

早稲田大学大学院
公共経営研究科

審査要旨

Naayeli Esperanza RAMIREZ ESPINOSA (以下 Naayeli RAMIREZ) 氏による博士学位請求論文 “Constitutional justice and people’s perception about law– a comparative structural approach –Canada, Japan and Mexico” は、Introduction と、理論研究、実証研究に基づく 4 章に Conclusions の章を加えた、本文 A4 版 201 ページ(ダブルスペース)、40,625 語の英文による論稿である。

I. Introduction

- A. The concept of Constitutional Justice - between law and politics
- B. The challenge of connecting Constitutional Justice with the people- the problem of legitimacy
- C. Research Question
- D. The Comparative Approach
- E. Methodology
- F. Literature Review

II. The Legal aspect of Constitutional Justice

- A. Constitutional Principles in Canada, Japan and Mexico
- B. Sources of Law in Canada, Japan and Mexico
- C. Legal Faculties of the Judiciary pertaining Constitutional Justice
- D. Regulation of the Supreme Court of Justice
- E. Formal and Informal Disregard of Constitutional Principles

III. Legal professionals, legal education and the organization of the Judiciary

- A. The Situation of legal professionals and judges
- B. The Ministry of Justice in Canada and Japan and the Prosecutors office in Mexico

C. Judicial Institutions

IV. The Political aspect of Constitutional Justice

A. Canada

B. Japan

C. Mexico

D. Final remarks

V. The Social Context

A. The survey

B. Results and its comparison

VII. Conclusions

1 . 論文の構成と概要

本論分は、憲法的正義（constitutional justice）と国民の法意識との関係について、カナダ、日本、メキシコの3か国に関して比較構造的な研究を行ったものである。

ナジェリー・ラミレス（Naayeli RAMIREZ）氏は、すでにメキシコにおいて弁護士資格を持たれる法律家である。2005年4月より、わが国の文部科学省による国費留学生として、2007年3月まで駒澤大学大学院法学研究科において修士課程を修め、引き続き2007年4月より、早稲田大学大学院公共経営研究科博士課程にて、研鑽を積まれた。

以上のことからナジェリー・ラミレス氏の研究動機の基本がメキシコにおける法的課題に存することは、容易に理解できるであろう。本論文は、メキシコにおける憲法的正義の特質を明らかにし、メキシコ国民の法意識の持つ問題点を探り、豊かな法生活構築への解決策を見出す手がかりを、日本およびカナダ憲法的正義の特質との比較研究から見出そうとするものである。

まず、憲法的正義を、国家の憲法を保護し、守り、向上させる一連の法律と法的文書であり、また国民の人権を、国家の他の機関の権力に対してであれ保護し、守る一連の法律や法的文書に対して用いられるものであることを示している。そしてそうした法を適用す

るために作りだされてきたシステムについて研究することを明らかにしている。

憲法的正義は、国家の組織の保護のもとで、多くの裁判所によって、さまざまな異なる方法により執り行われてきた。世界の多くの国家では、すでに憲法裁判所を設けているが、メキシコ、日本、カナダでは、憲法問題を通常裁判所によって扱っている。

今日の国家では、法律は国民代表機関によって制定される。憲法裁判所は、憲法裁判にあたって困難な憲法解釈を通して、憲法的正義を形成する。今日の世界では民主主義が正統性の根拠となる。しかし、民主主義的制度に対する信頼は低下しつつあると思われる。信頼性の低下は、民主主義の正統性を揺らがしかねない。したがって、憲法に関わる諸決定と国民との結びつきは極めて重要なことである。

本論文は、こうした問題意識のもとで、メキシコの状況を見た。メキシコでは大幅な司法改革がなされてきているが、メキシコ人にとって憲法的決定がなぜ無意味になりつつあるのか、またなぜ憲法や司法に対して満足を得ることができないのかという問題に焦点を合わせるようになったのである。

そこで、ナジェリー・ラミス氏は、カナダ、日本、メキシコ3国を比較対象にとり上げて、憲法的正義に関する法的側面として、憲法の基本原理、法源、裁判所の法的機能、最高裁判所規則、憲法原理の公式および非公式な無視について、詳細に整理している。法曹と法教育および司法組織については、法律家と裁判官の境遇、法務省、裁判制度に関して比較考察を試みている。また、憲法的正義の政治的側面について、いずれの国も最高裁判所が、政治的領域において裁判所を代表できる唯一の機関であるとみなされてきた。そこで、それぞれの国において見られる、判決や、記者会見、裁判所のウェブサイトなどに示される、裁判官の政治的立場をとりあげて分析を試みている。

以上の考察を通して、次の諸点が明らかにされた。メキシコの法教育の制度が、日本やカナダとは異なっていることがあらためて確認された。日本の司法組織は他の2か国より簡素であるが、3か国の司法組織と法制度はサービスの提供、利用のしやすさや複雑さの点では同等である。したがって特に考察を必要とする相異は見当たらない。メキシコにおいては、大統領制がとられているがゆえに、

司法部管理のための特別な機関を作り出す必要性が生まれている。

こうした理論的、構造的比較検討に基づいて、ナジェリー・ラミレス氏は、社会的文脈の分析を行った。それは独自のアンケート調査を行った結果の分析を通して行われた。メキシコと日本においては面接調査を行い、カナダに関してはインターネットを活用して回答を集めた。メキシコ 119、日本 101、カナダ 98 の合計 318 の回答を得ることができた。質問項目は 70 からなっていた。

アンケート調査の結果、以下の諸点を確認することができた。

法に対する考えは、3 か国の人々は同様の型を示した。決定を下す際に拠り所とする社会関係の規則や規範が、カナダ人と日本人にとっては、メキシコ人よりも幅が広い。そしてそうした規則や規範は、法規範と一致している。

日本人の意見は、研究者が採り入れている考え方とは異なっている。しかしその異なった考え方が、法律遵守の行動にはあまり影響は及ぼしてはいないのである。日本人は法律にはあまり密接にはかかわっていない。日本人の強い同質性は、地域の慣習や社会儀礼のような社会的規制の中に反映している。これに対して、メキシコ人やカナダ人は、緊密に法律とかがわり、法的規制に慣れているように思われる。

メキシコの場合は、法律へある重要な信頼が寄せられている。法規範は、社会化、正義の実践、問題解決、行動の規制等に関して用いられる主要な手段である。3 か国の中で、メキシコ人は、国家の中で一定のコミュニティに属していると感じている人々が、法の目的に関して、非常に異なった考え方を持っている。

カナダではすでにいきわたっている個人主義的な生き方が、日本とメキシコにおいて広まりつつあることが明らかにされた。

憲法裁判すなわち国家の決定作成と、国民による機能的集会的決定とのギャップは、カナダが一番小さく、次いで日本、そしてメキシコではかなり大きいことが分かった。そうしたギャップは憲法的正義のシステムにとって、関連があるのか、あるいは重要であるといえるのであろうかといえ、それは非常に関連があるといわざるをえないであろう。法的および行政的枠組みはすぐれたものであるが、もし憲法に関する裁判所による決定と人々の日常生活レベルでの決定とが、何も関連性を持たないとするならば、憲法的正義のシステムは有効であるとは言えないのである。

そうしたギャップは、法的規範に対する偽善的關係にある。それは、一定の規範が国家という大きな組織によって課せられることによって生じるものである。これに対して個人にとっては、緊密で小さなコミュニティへの関係性が必要とされている。こうしたことから、法制度は、個人を取り巻く緊密で小さなコミュニティによって高められた社会的相互作用の規則によって支持される必要があることがわかる。

メキシコの憲法的正義のシステムは、組織的にはよく構築されている。それは大統領制に対抗するものに過ぎないのではあるが、サービスを受けやすくさせ、上質なサービスを提供する能力を備えている。法教育の制度は分権化されていて均質なものではない。

メキシコの憲法的正義のシステムでは、日常生活上の集合的機能的決定作成が、社会的相互作用の規範によって支えられていない憲法的正義の決定作成とは一致していない。すなわち、裁判所による憲法に関する決定は、人々にとっては意味がないのである。

メキシコでは、積極的に成功した司法改革がなされたにもかかわらず、憲法的決定作成が、日に日に有効性を失っていくのはなぜなのであろうか。メキシコ人は、なぜ今なお司法と法律に強い不満を抱くのであろうか。個人は、司法が下す憲法に関する決定に関係することはできない。なぜなら司法は、こうしたシステムに対して、歴史的社会的理由から、極めて偽善的な関係を維持しているからである。にもかかわらず、個人は、全体の枠組みを損なうような否定を行いつつも、そうした規範に大きな信頼を寄せているように見えるのである。

日本の憲法的正義に関するシステムは、集権的なシステムである。うまく構築された組織が、権力の腐敗や集中を防ぎ、サービスを受けやすくし、上質のサービスを提供できる能力を有している。また、日本では、日常生活上の集合的で機能的な決定作成は、礼儀作法のような社会的相互作用の規則に合わせてなされている。国民がそうした規範に同質的に同意しているので、憲法的正義に関するシステムは有効に作用している。それにもかかわらず、個人的には法律に対して緊密ではない。人々は法律をよく知らない。法制度と憲法的正義に関する決定に対して、極めて偽善的な関係を有している。司法によってなされる憲法に関する決定は、人々にとってはあまり意味はないのである。

カナダの憲法的正義に関するシステムは、非常に政治的指向を有するシステムである。うまく構築された組織は、日本と同様な機能を発揮している。ここでは、個人がなす決定は、司法が憲法に関して行う決定と結びついている。個人は、法律に対して親近感を持ち、法律をよく知っている。そうした個人の関係は、3か国の中では偽善性は低いといえよう。しかし、同時にそれはこの国の少数派の強い政治的コミュニティによって、強い異議申し立てを受けてきたものである。憲法に関する司法の決定は、最近採用された人権宣言と国民参加による司法のおかげで、有意義であるように思われる。

もし全てのコミュニティそして国家が、主として一定のアイデンティティの創造と共通目的あるいは信念の確定に基礎を置き、しかもそうしたアイデンティティと目的と信念とが、矛盾しまたある種の無視を伴って広まることになったら、メキシコ人とその法、また日本人とその法との「たてまえ」的關係の相異は何であろうか。また、メキシコ人とカナダ人との「たてまえ」的關係の相異は何であろうか。日本とメキシコだけでなく、もし世界中の人々が偽善的に法律と関係するならば、立憲主義国家にとって不都合でない、他の種類の無視とか否定とはどのようなものなのだろうか。相異の原因は、法規範への、そしてまた同様な目的を追求し、同様な方法で組織化される、社会的相互作用の規範への、信用と信頼の度合いによる。メキシコ人は、最も信用していないものに頼っているのである。

憲法的正義のシステムへの満足の程度と信頼と緊密さの程度とのバランスは、憲法制度が有効に作用するためには不可欠である。もし個人が、司法過程に参加することを求められるなら、人々の間に法規範に対する強い緊密さがなければならない。

メキシコは、法に対する信用の度合いを高めるために、法制度に対する依存性と信頼性のバランスをとるために、法曹教育の水準を高めることなど、日本やカナダに存在する基準や制度に学ぶことができる。

ナジェリー・ラミレス氏は、アンケート調査を実施することにより、以上のような考察を行い、問題点を整理し、そこから引き出される提言を行っている。

2 . 論文の特徴と評価

ナジェリー・ラミレス氏は、研究テーマとして憲法的正義（constitutional justice）をとりあげた。しかもそれを法理念に関する哲学的考察にとどまることなく、比較構造的な手法で考察した。その際に、制度の解釈と説明だけでなく、規範と現実との緊張関係をとらえて憲法的正義の生きた形を浮かび上がらせる方法を構築した。それがアンケート調査による、人々の法意識の分析である。憲法的正義（constitutional justice）の考察に関して、ナジェリー・ラミレス氏の本論文が新たな地平を切り開いたことは明らかである。もっとも、アンケートの回答数は必ずしも十分な数であったとはいえないかも知れない。今後サンプル数を増やして、さらに多角的な分析を試みられることが望ましい。

ナジェリー・ラミレス氏が、メキシコ人として日本において日本研究を行い、メキシコにおける憲法的正義の問題を分析考察する拠り所としたことは言うまでもない。しかし、ナジェリー・ラミレス氏の本論文は、メキシコと日本の 2 国間の比較研究に終わらず、2 か国との共通性と際立った相異とを備える国家としてカナダを比較対照国として選んだのである。これによって、憲法的正義（constitutional justice）をめぐる考察の視座が増し、分析の成果がより深いところから導かれることになった。比較研究を行うには、対象事例は多いに越したことはない。本研究は 3 か国という少ない事例の比較にとどめた。しかしながら、現時点で最も大きな比較効果を生み出す国家の選択を行ったとはいえるであろう。今後さらに比較対象国を増やすことによって、新たな課題解決の糸口を見出されるよう期待するところである。

3 . 結 論

以上を考量し、今後改善しなければならない点は認められるものの、本審査委員会は、本論文は、博士（公共経営）の学位を授与するに値するものと判断する。

2 0 1 0 年 1 月 1 2 日

審査員(主査)

早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授
駒沢大学教授
日本大学教授

石 田 光 義
塚 本 壽 雄
山 田 治 徳
西 修
百 地 章